

AIJ投資顧問の年金資産消失問題と 企業年金における労働組合の役割

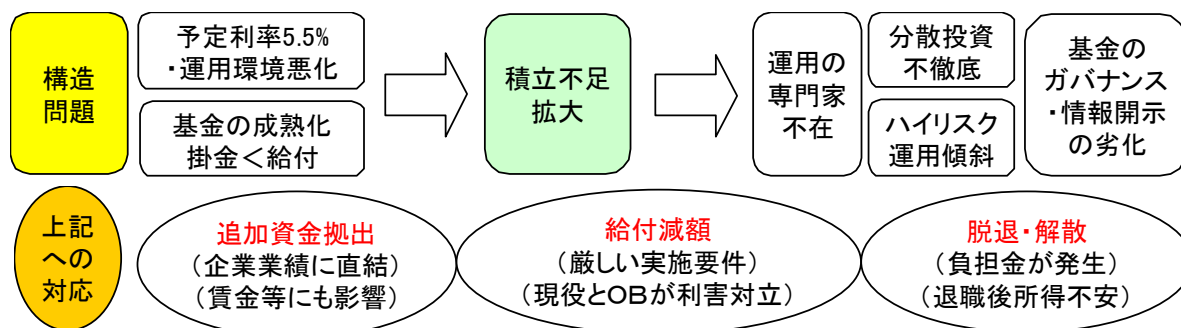
【第9号の内容】

1. 年金資産消失問題と労組の役割
2. 適格退職年金の廃止期限到来
3. DBからDCへの移行要件緩和



1. AIJ投資顧問による年金資産消失問題と企業年金における労働組合の役割

今回の問題は全容解明まで時間がかかりそうですが、金融商品取引法違反（契約に関する偽計）容疑ということですので、騙す側の責任は当然あるとして、運用を委託した側（主に総合型厚生年金基金）の「構造的な問題」も改めて考える必要があります。



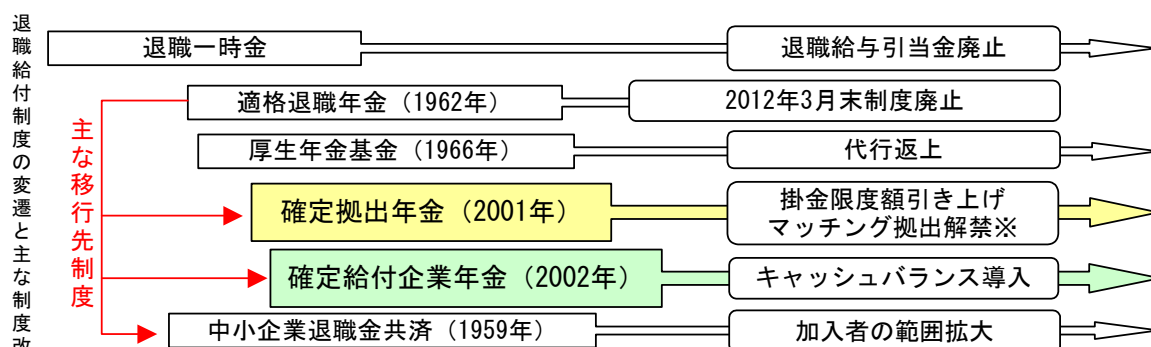
問題解決のための対応策は、いずれも一筋縄ではいかないものです。今回の問題を踏まえて、企業年金における労働組合の役割として、以下のポイントを会社側に確認し、「退職金を守る」取組みを強化することをお勧めします。

- ☑ 自社の退職給付制度とその構成割合（厚生年金基金や確定給付企業年金がある場合、予定利率と積立不足の状況も）
- ☑ 厚生年金基金や確定給付企業年金がある場合、運用が過度なハイリスクになってないか（分散投資を行っているか）
- ☑ 不測の事態を未然に防止するため、企業年金に関する労使協議の場を設定できないか（情報開示を踏まえた対策検討）

2. 適格退職年金の廃止期限到来

1962年に導入された適格退職年金（適年）は、1966年に導入された厚生年金基金とともに、退職一時金制度から始まった日本の退職給付制度・企業年金の柱として一時代を担ってきましたが、50年後の2012年3月末に廃止となりました。

適年は、バブル崩壊後の厳しい運用環境下で積立不足（受給権の保護）が問題となり、その役割を終えることになりましたが、廃止決定に伴い2001～2年に導入された確定拠出年金（DC）と確定給付企業年金（DB）の利用が拡大しており、今後も企業年金制度の中心になっていくと思われます。



※マッチング拠出は2012年2月末時点で28規約91社が導入。

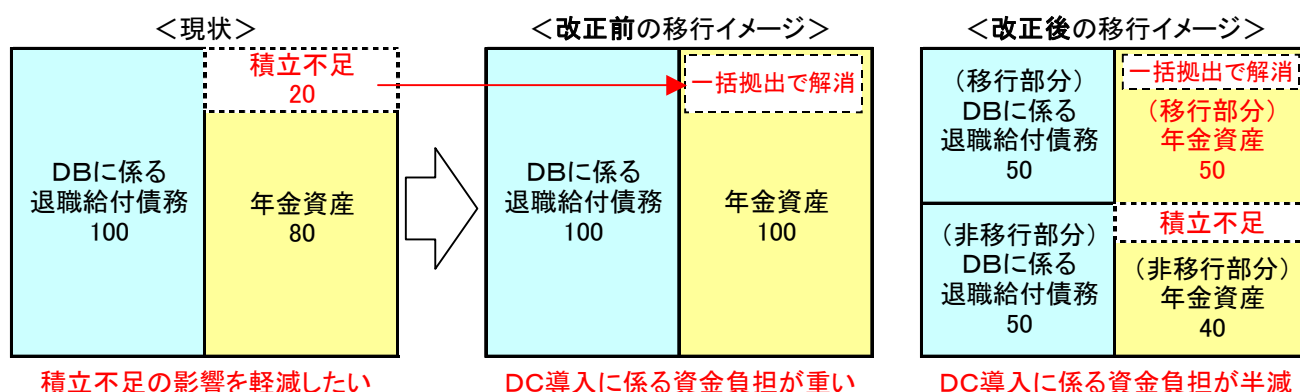
3. 確定給付企業年金(DB)から確定拠出年金(DC)への移行要件が緩和される

確定給付企業年金（DB）から確定拠出年金（DC）へ移行する場合、移行元であるDBにおいて積立不足が無いこと（ある場合は解消した上で確定拠出年金へ移行すること）が条件でした。

この条件は、DBの一部を確定拠出年金に移行する場合でもDB全体に適用されることになっていたため、従来からDCへの移行を妨げていると指摘されていました。

こうした状況を踏まえ、2011年12月26日に政令が公布（同日施行）され（※）、DCに移行する部分のみについて積立不足を解消すれば良いことになりました。

（設例）DBのみ導入（積立不足20%）の会社がDBの50%をDCに移行する場合



企業年金間の移行条件の緩和は今後も随時実施されていくと思われますので、「ろうきん企業年金NEWS」の紙面でも適宜ご紹介していきます。

※確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第418号）。なお、当該内容は厚生年金基金にも適用される（厚生年金基金令の一部を改正する政令（平成23年政令第417号））。

～確定拠出年金をご利用の皆様へ～

ろうきんの系統中央金融機関「労働金庫連合会」が提供する

ろうきん確定拠出年金定期預金（5年）を商品ラインナップに加えませんか？

0.22%

お使いいただきやすい金利を提供しています。（参考：メガバンク 0.06%）

AA-

格付け（R&I）は、AA-（安定的）で、極めて高い信用力の評価を得ています。

2,984 社 4204 億円

多くの規約・企業から選定ご利用いただいています。

※2012年3月末時点の情報です。

＜ろうきん＞は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。

労組向け制度勉強会・加入者教育の講師派遣・個人型DCへの移換手続きサポート等＜ろうきん＞にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部】Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039 E-mail:suishin@ho.rokinbank.or.jp

注）本資料は情報提供を目的としており、勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。